

議案第八十七号

三朝町中山間ふるさと農村活性化基金条例の設定について

次のとおり三朝町中山間ふるさと農村活性化基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成五年九月二十日

三朝町長 安田真一郎

平成五年九月二十九日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町中山間ふるさと農村活性化基金条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、地域住民が共同して行う農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動等を推進し、もって農村の活性化を図るため、三朝町中山間ふるさと農村活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、

基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第五条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。